

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例施行規則

発出年月日：平成16. 2. 17

文書番号：沖縄県公安委員会規則1

公表範囲：全文

(趣旨)

第1条 この規則は、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定小売店舗)

第2条 条例第15条に規定する規則で定める小売店舗は、次に掲げるものとする。

- (1) スーパーマーケット（セルフ方式（売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。）で、衣食住に関する各種の商品を販売し、その売場面積が250平方メートル以上のものをいう。）
- (2) コンビニエンスストア（セルフ方式（1日14時間以上営業しているものに限る。）で、飲食料品を中心に販売し、その売場面積が250平方メートル未満のものをいう。）

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する